

また、小金井 宮地楽器ホールやはげの森美術館における公演、企画展のさらなる充実を図るなど、市民の誰もが芸術文化を楽しむことができ、心豊かなまちをめざして取り組んでまいります。はげの森美術館におきましては独自のホームページを開設し、魅力ある情報の発信に努めます。

新しい自治体経営に挑む小金井

今後の市政運営においては、幅広い市民の参加と協働や学校、民間企業などとの連携が今まで以上に重要になってくると考えています。市民協働につきましては、協働事業提案制度を開始し、これまで幅広い分野での協働の取り組みを実現しているところであります。大学等との連携につきましては、昨年10月の法政大学との協定締結により、合わせて6校、市内のすべての大学との協定締結に至りました。

人材的な交流や施設利用など、さまざまな連携を図ってきており、今後さらに関係を深めていくよう努めてまいります。また、株式会社セブンイレブン・ジャパンおよび株式会社イトーヨーカ堂との間で、初の民間企業との包括連携協定を締結し、障がい者福祉施設がイトーヨーカ堂武蔵小金井店にて物品販売を行うなど、これまでになかった取り組みをさせていただきました。今後、新しい取り組みの実現を図ってまいります。併せて、多くの民間事業者と高齢者等の見守りに関する協定や認知症をみんなできとえるまちづくりの連携協定を締結

するなど、きめの細かい見守りネットワークの構築および地域住民の皆様が暮らしやすいまちづくりをめざします。職員の人材育成につきましては、「市民協働意識」「チャレンジ精神」「プロ意識」「コスト意識」を持つ職員の育成に引き続き取り組んでまいります。今後も積極的に地域へ出て市民の皆様とさまざまな関わりを持ち、市政に生かしていくよう努めてまいります。

また、私を含む理事者・部長職者がイクボス宣言を行うなど、ワーク・ライフ・バランスに向けた環境づくりに積極的に取り組んでおり、男性職員の育児休業取得は徐々に進んでいるところです。引き続き、男女共同参画の実現をめざしてまいります。

行財政改革につきましては、歳入の確保として、市税収納率の維持向上、受益者負担の適正化、低未利用地の活用・処分、補助金等の最大限の活用等に引き続き取り組んでまいります。歳出の削減については、職員数の適正化と重点配置を進めるとともに、撤去自転車保管所の見直し等の取り組みを進めてまいります。また、さらなる市民サービス向上と持続的な財政運営の実現に向けて、市民課窓口業務委託の実施、AI、RPAの活用についての調査・検討、改善改革運動の本実施などを進めてまいります。公立保育園の民営化につきましても、保育計画の策定を優先しつつ、保育士の確保や園舎の建て替え等、公立保育園が抱えている厳しい現状におい

て待機児童の解消および障がい児保育の拡充などの保育サービスへのさらなる拡充を行うため、保護者の方々等のご理解をいただきながら進めるよう努めてまいります。

3 むすぶこ

本年は、新たな元号へ変わる一つの区切りの年となりま。また、私にとりましては就任からはや3年が経ち、極めて重要な一年でございます。

就任当時から私は、市役所は市内最大のサービス事業所と呼ばれるように常に改善していかねばならないと伝え続けてまいりました。また、職員には仕分けの視点を持ち、常に業務を改善するよう話してまいりました。私も職員も、対話を大切にしながら、熟慮を重ね、課題解決に取り組んできたところです。

大切なのは本気で取り組み、それを継続していくことである。今の子どもたちが大人になった時、本市が、「住みやすい」、「住み続けたい」、「住んでみたい」と思われるまちであるかどうかは、まさに今、この1年の取り組みにかかっています。

野川やくじら山に象徴される水とみどりの自然環境は、今もなお多くの方々にとって大切な財産です。この豊かな環境の中、12万市民の皆様がたくさんのしあわせを感じ、たった一度しかない人生を謳歌することができるよう全力で取り組むことが私の使命であり、精一杯の努力をしてまいります。覚悟でございます。

information お知らせ

委員募集

【いがねいパレット 実行委員】

市民の皆さんの企画・運営で講演会や展示等を行っている、いがねいパレット実行委員を募集します。

定10人(多数抽選)

対市内在任・在勤・在学の方

任期 4月～平成32(2020)年3月(10回程度開催)

他 謝礼および保育あり(1歳以上の未就学児)

申 4月1日～15日(必着)に、郵送、ファクス、Eメール(添付ファイルでの受け付け不可)または直接、住所・氏名・年齢・電話番号・メールアドレスを企画政策課男女共同参画室(〒184-8504住所不要・市役所本庁舎2階 ☎042-387-9853 FAX 042-387-1224 ☒s010303@koga.nai.sai.jp)へ

【児童館運営審議会委員】

対市内在任・在勤・在学で、

追加募集(公民館東分館)

定1人(選考)

申 4月22日(消印有効)までに、郵送、ファクスまたは直接、申込用紙に作文(800字以内・課題「子どもの権利と児童館の役割について」・必要事項を明記し、児童青少年課児童青少年係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎4階 ☎042-387-9847 FAX 042-383-6577)へ

【第25期公民館企画実行委員 追加募集(公民館東分館)】

対市内在任・在勤・在学で、

追加募集(公民館東分館)

定1人(選考)

申 4月22日(月)午前9時30分から

市役所第二庁舎8階801会議室

内 公民館事業について他

問 公民館本館(☎042-383-184)

【社会教育委員の会議】

時 4月22日(月)午前9時30分から

市役所第二庁舎8階801会議室

内 社会教育活動について他

問 生涯学習課生涯学習係(☎042-387-9879)

平成31年度国民年金保険料

4月からの国民年金保険料は、1方6千40円(付加込みは1方6千80円)です。

第1号被保険者、任意加入被保険者の方に、日本年金機構から納付書が郵送されます。

【退職した方(60歳未満)は国民年金の手続きを】

必要書類等▽退職日が確認できるもの(離職票、退職証明書、社会保険・厚生年金資

児童館の運営に関する事項について答申・建議します。

定3人(選考)

対市内在任・在勤・在学で、平成31年4月1日現在18歳以上の方

任期 7月1日～平成33(2021)年6月30日

報酬 1万円(1回)

申 込用紙配布場所 児童青少年課(市役所第二庁舎4階)、各児童館、市ホームページ

他 ▽市が設置する附属機関等の委員は、原則2つまで▽作文は返却します▽選考基準・方法、開催回数等詳細はお問い合わせください

申 4月22日(消印有効)までに、郵送、ファクスまたは直接、申込用紙に作文(800字以内・課題「子どもの権利と児童館の役割について」・必要事項を明記し、児童青少年課児童青少年係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎4階 ☎042-387-9847 FAX 042-383-6577)へ

【第25期公民館企画実行委員 追加募集(公民館東分館)】

対市内在任・在勤・在学で、

追加募集(公民館東分館)

定1人(選考)

申 4月22日(月)午前9時30分から

市役所第二庁舎8階801会議室

内 公民館事業について他

問 公民館本館(☎042-383-184)

【社会教育委員の会議】

時 4月22日(月)午前9時30分から

市役所第二庁舎8階801会議室

内 公民館事業について他

問 公民館本館(☎042-383-184)

平成31年4月12日現在18歳以上の方

任期 委嘱日～平成32(2020)年7月20日

報酬 報酬規程による

説明会 4月9日(火)午後4時から、公民館本館で

選考方法 4月18日(木)午後2時から公民館本館の候補者調整会にて決定(応募者は必ず出席してください)

申 4月12日午後5時までに、直接、各公民館へ

問 公民館本館(☎042-383-184)

【公民館運営審議会】

時 4月18日(木)午前10時から

市役所第二庁舎8階801会議室

内 公民館事業について他

問 公民館本館(☎042-383-184)

【各種審議会等の開催日程】

多摩3市男女共同参画推進共同研究会市民サポート1ター募集

多摩3市男女共同参画推進共同研究会は、小金井市、国立市、狛江市が連携を図り、男女共同参画施策を推進するため「若者に対するワーク・ライフ・バランスの啓発」を研究テーマとして取り組んでいます。今年度、研究活動に携わっていただける市民サポート1ターを募集します。

定若干名

対市内在任で、平成31年4月1日現在18歳以上の方

任期 4月16日～平成32(2020)年3月31日(年4回程度開催)

申 込用紙配布場所 企画政策課男女共同参画室(市役所本庁舎2階)、市ホームページ

申 4月15日(必着)までに、申込用紙を、郵送、ファクスまたは直接、企画政策課男女共同参画室(〒184-8504住所不要 ☎042-387-9853 FAX 042-387-1224)へ

【学生納付特例は】

毎年度申請が必要です

収入が少なく、保険料を納めることが困難な学生の方には、保険料の納付が猶予される学生納付特例があります。

平成30年度に申請し、引き続き平成31年度も希望する場合は、再度申請が必要です。

必要書類等▽年金手帳▽学生証または在学証明書▽印鑑

問 保険年金課国民年金係(市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9844)

格喪失証明書など)▽年金手帳▽印鑑

【学生納付特例は】

毎年度申請が必要です

収入が少なく、保険料を納めることが困難な学生の方には、保険料の納付が猶予される学生納付特例があります。

平成30年度に申請し、引き続き平成31年度も希望する場合は、再度申請が必要です。

必要書類等▽年金手帳▽学生証または在学証明書▽印鑑

問 保険年金課国民年金係(市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9844)

格喪失証明書など)▽年金手帳▽印鑑

【学生納付特例は】

毎年度申請が必要です

収入が少なく、保険料を納めることが困難な学生の方には、保険料の納付が猶予される学生納付特例があります。

平成30年度に申請し、引き続き平成31年度も希望する場合は、再度申請が必要です。

必要書類等▽年金手帳▽学生証または在学証明書▽印鑑

問 保険年金課国民年金係(市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9844)

格喪失証明書など)▽年金手帳▽印鑑

【学生納付特例は】

毎年度申請が必要です

収入が少なく、保険料を納めることが困難な学生の方には、保険料の納付が猶予される学生納付特例があります。

平成30年度に申請し、引き続き平成31年度も希望する場合は、再度申請が必要です。

必要書類等▽年金手帳▽学生証または在学証明書▽印鑑